



研究費の不正使用に関する通報窓口

研究費の不正使用に関する通報及び情報提供を受け付けます。

【通報窓口】

国立大学法人信州大学内部監査室

〒390-8621 長野県松本市旭3-1-1

直通電話:0263-37-3197, 内線電話:811-2470

ファクシミリ:0263-37-3484

電子メール:naibukansa※gm.shinshu-u.ac.jp(※は@に置き換えてください)

※ 電話による受付時間は、平日8:30～17:15です。

【通報方法】

通報用フォーマットに必要事項を記入の上、書面、ファクシミリ、電子メール、電話、面談により通報願います。

【対象】

- ・ 架空請求等により業者に研究費を預け金として託すこと。
- ・ 実態の伴わない旅費、謝金及び給与を請求すること。
- ・ 関係法令、配分機関の定め、学内関係規程等に違反して研究費を使用すること。（助成金の個人経理 等）など

【留意事項】

- ・ 通報された情報は、必要な調査を行うためだけに使用し、それ以外の目的に使用したり、公開したりすることはありません。また、通報者は、通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。
- ・ 通報された情報に関し、より詳細な情報、調査への協力を求める場合があります。
- ・ 調査の結果、悪意（被通報者を陥れるため若しくは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。）に基づく通報を行ったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じことがあります。